

京都市教育長訓令甲第2号  
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市教育長 在田 正秀

第2条調査課の款中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同条学校事務支援室の款中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条教育環境整備室の款第1号中「営繕計画」を「保全計画」に改め、同款第19号を同款第20号とし、同款第18号の次に次の1号を加える。

(19) 学校施設における長寿命化に係る計画の立案及び実施に関すること。

第3条学校指導課の款第14号中「及び御所東小学校開設準備室」を「御所東小学校開設準備室及び伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室」に改め、同条御所東小学校開設準備室の款の次に次の1款を加える。

伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室

- (1) 伏見区向島小中一貫教育校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 伏見区向島小中一貫教育校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 伏見区向島小中一貫教育校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

第3条生徒指導課の款中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同款第8号中「日野野外活動施設」の右に「及び野外活動施設京北山国の家」を加え、同号を同款第6号とし、同款中第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号から第13号までを3号ずつ繰り上げる。

第4条第4号中「う歯その他の」を削り、同条第16号中「学校体育諸団体」を「体育諸団体」に改め、同条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第8号を削り、同条第9号中「及び青年」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第14号中「の促進及び調整」を「及び協働の推進」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号を同条第14号とし、同条第16号を削り、同条第17号中「京都市図書館条例第1

条に規定する図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設のことをいう。」を「学校に附属する図書館を含む。」に改め、同号を同条第15号とし、同条第18号を同条第16号とする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)